座間市立東原保育園の民間移管に係る諸条件

令和７年８月

座間市

１　目的

座間市立東原保育園（以下「東原保育園」という。）の保育事業の移管（以下「民間移管」という。）に係る運営法人（以下「法人」という。）は、保育環境について、「児童福祉施設の運営に関する基準」（昭和２３年厚生省令第６３号）を満たし、かつ、「保育所保育指針」（平成２９年３月３１日厚生労働省告示第１１７号）、「保育所の設置認可等について」（平成１２年３月３０日児発第２９５号）、その他関係法令についても満たしているものとし、それらに加え、規定されていない条件について必要な事項を次のとおり定める。

２　民間移管後の運営

⑴　保育内容

ア　法人は、座間市立保育所が保育理念、保育方針及び保育目標を定めた「ほいくえんのしおり」を十分理解するとともに、東原保育園の行事を継承することで、現に入所している園児への影響を最小限にとどめること。

イ　保護者の意向を尊重し、重要な変更又は決定に関しては、必ず事前に保護者へ通知して理解を得ること。

ウ　保育に対する熱意、識見及び豊かな愛情を有し、子供の発達を深く理解して心身共に健やかに育成されるよう尽力すること。

⑵　開園日、保育時間

・　国民の祝日を除く月曜日～金曜日は、午前７時３０分～午後６時３０分の１１時間保育を実施するとともに、延長保育時間として通常保育時間後に３０分以上実施すること。また、民間移管後、需要が増したときは、更なる延長を市と協議すること。

・　国民の祝日を除く土曜日は、午前７時３０分～午後６時３０分の１１時間保育を実施すること。

・　育児休業後に復職する保護者に対し、定員等に余裕があれば、入所日前に期間前保育を実施すること。

⑶　休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）とすること。

⑷　特別保育

特別な支援又は配慮が必要で集団保育が可能な児童については、市と連携して保育を実施すること。

⑸　定員及び入所対象児童

・　定員は、在園児を含めて８０人以上とする。また、必要に応じて「保育所への入所の円滑化について」（平成１０年２月１３日児発第７３号）による定員の弾力化を図ること。

・　定員を変更する場合には、市と協議すること（定員を減らす場合は、やむを得ない事情がなければ認められない。）。

・　入所対象児童は、生後満３か月以上～小学校就学前の児童とすること。

⑹　職員の配置

・　民間移管後の職員配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第２項に規定する配置及び以下の条件を遵守すること。

・　幹部職員としての能力及び経験を有する者を、専任の施設長、主任保育士として配置し、バランスの取れた年齢層の職員構成とするため、施設長は保育所で３年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者、職員の３分の１以上は保育所での勤務経験が通算５年以上を有する者、保育所勤務経験が無い者は職員の３分の１以下とすること。

なお、保育士資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入することができるものとする。

・　主任保育士及び保育士は、保育士資格を有すること。

・　施設長及び主任保育士で民間移管当初から携わった職員については、保育の安定性の観点から、３年以上継続して勤務するよう努めること。

・　東原保育園に在籍する会計年度任用職員が民間移管後も引き続き同施設での雇用を希望する場合は、最大限配慮すること。雇用に当たっては、賃金等の処遇について、本市の雇用条件を下回らないこと。

⑺　給食、保健衛生

・　自園調理方式を採用すること。なお、給食、保健衛生に関する国、県、市の通知を遵守し、食育を推進すること。

・　調理の直営、委託は問わないものとする。

・　調理作業は標準作業書によるものとし、離乳食及びアレルギー食に関して、離乳食申合せ事項、アレルギーのある子供への対応に関するガイドライン等を定め、子供一人ひとりの状況に対応すること。宗教食に対しても同様の配慮をすること。

・　給食の献立に関して、月単位で予め保護者に通知するとともに、毎日の献立を提示すること。

・　給食施設・設備の衛生管理を徹底し、園児、職員の健康管理に留意すること。

⑻　職員の研修

・　研修会等で公立保育所と積極的に交流し、互いの保育の質の向上を図ること。

・　職員の資質向上のために職員研修計画を作成し、職員を研修等に積極的に参加させること。

⑼　留意事項

・　土曜日保育については、利用者の意向を尊重すること。

・　宗教、国籍等の多様性に十分に配慮すること。

・　民間移管後、保護者を対象にアンケート調査を実施し、保護者の意向を把握するとともに、保育内容の向上に努めること。

・　保護者や園児の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年５月３０日法律第５７号）その他の関係法令に準じ、適切に取り扱い、みだりに情報が流出しないように対策すること。なお、運営の引継ぎに当たって、保護者及び在園児の個人情報を必要とする場合には、市と協議し、その指示に従うこと。

・　本事業は、安定的かつ継続的な運営を目的として民間事業者へ移管するものであり、移管後短期間での経営権移転や事業売却は本事業の趣旨に反するため、移管後５年間は、株式譲渡、事業譲渡、会社分割、合併その他これらに類する行為により、当該事業の経営権を第三者に移転することはできない。

・　地域に開かれた保育所の視点から、保育に支障のない範囲で園庭等の地域開放を実施すること。

・　保育所名については、「東原」の名称を残すこと。

・　施設においては、保育所以外の目的に使用しないこと。また、その敷地内では、政治、宗教に係る活動等、本来の保育に関係のない行為をしないこと。

・　保育所設置の申請手続きは法人が行い、その費用は法人が負担すること。

・　法人は、損害賠償保険に加入すること

・　児童福祉関係機関との連携、協力に努めること。

・　保育内容等情報の開示に努めること。

・　市が主催する情報交換の場に積極的に参加し、交流を深めること。

・　市が実施する事業に協力すること。

３　引継ぎ保育

　引継ぎ保育は、市と協議し、計画を作成した上で実施すること。

　令和８年９月から令和９年３月までの６か月間を必須期間とし、管理職保育士１名及び常勤保育士１名の計２名以上で実施すること。なお、法人の判断により、必須期間前から実施することができる。

また、本市としては、実施に係る人件費について最大１８か月分を補助金として交付する。

　⑴　管理職保育士は、施設長予定者又は主任保育士予定者のリーダー的な位置付けの職員でかつ保育士資格を有する者とし、引継ぎを受けるとともに、行事等に参加することにより状況の把握に努めること。ただし、民間移管後の管理職保育士に現在東原保育園で勤務している職員が充てられる予定の場合、施設長予定者又は主任保育士予定者の引継ぎ保育は、実施しなくて良いものとする。

⑵　常勤保育士は、民間移管後に勤務予定の保育士１人とし、市職員と協働で保育に当たることにより、円滑な移行に努めること。

⑶　調理作業について、タイムスケジュール及び施設の利用方法、アレルギー対応等引継ぎを受けること。必要に応じて、調理場の見学も可能とする。

⑷　引継ぎ保育時に生じる諸費用については法人の負担とする。

⑸　引継ぎ保育の実施に当たっては、「座間市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ保育に関する補助金交付要綱」（令和４年３月３１日告示第５０号）に基づいて補助金を交付する。ただし、令和８年度において当該補助金に係る予算の議決が得られないときは、この補助事業を実施しない。なお、この場合において、市はいかなる責めも負わない。

４　三者協議会の設置

法人の決定後、市、東原保育園の保護者、当該法人で組織する三者協議会を令和９年４月までに法人が設置すること。三者協議会においては、民間移管に伴う従前からの保育内容や年間行事予定の継承、民間移管条件の適正な履行等に関して調整し、意見交換及び情報提供を行うこととする。

また、法人は、三者協議会で出された意見・要望等については、誠意を持って対応すること。三者協議会は、少なくとも３年間は継続すること。

５　外部評価

民間移管後、１年経過ごとに保護者の無記名による意向を集約し、保育の提供等における自己評価を最低５年間実施すること（※１）。また、３年以内に第三者評価（※２）を受審し、運営姿勢を公開するとともに、保育内容の向上に努めること。

※１　県社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用者意向調査キットなどを活用する。

※２　福祉サービスの提供法人やそのサービスの利用者以外の公正・中立な立場の第三者評価機関が提供されている福祉サービスについて評価を行うもの。

６　保護者への配慮

・　保護者会の設置を妨げないこと。

・　園児の保護者負担については、東原保育園と同様にすること。延長保育料、その他市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。

ただし、三者協議会において、保育のサービス提供の対価として認められた場合は、この限りではない。

・　保護者との懇談を必要に応じて開催し、保護者会（役員会）と連携すること。

・　保育内容、行事等の変更や独自性を発揮した新しい取組を行う場合には、事前に保護者に説明し、理解を得ること。

・　保護者の意見、質問、要望等には誠意を持って対応し、民間移管後の保育所運営、行事等は、可能な限り東原保育園の保育内容を継承すること。

ただし、保育所運営、行事等は、三者協議会で協議の上、変更することができるものとする。